

令和8年度 「静岡県HACCP承認事業」 新規申込み要領

○静岡県HACCP承認制度

- 1 申込み資格：静岡県内食品衛生協会の会員である事業所
※会員でない事業所は県食品衛生協会へお問い合わせください
- 2 承認者：一般社団法人静岡県食品衛生協会会長
- 3 承認対象食品：静岡県内の工場で生産される1工場1アイテム
- 4 備考：詳細はホームページに掲載されている「静岡県HACCP承認事業」実施要綱及び実施要領をご確認ください。

○令和8年度の静岡県HACCP承認事業

- 1 申込み期間：令和8年4月1日（水）午前9時から4月28日（火）午後5時まで
- 2 申込み方法：ホームページからダウンロードした申請希望申込書に必要事項を記入の上、メールもしくはFAXにてお申込みください。必ず確認の電話をお願いします。
当協会では、地域・業種・規模等を考慮の上選考を行いますので、あらかじめご了承ください。
- 3 必要経費：承認申請までのHACCP指導員による指導料等、承認審査料
- 4 承認申請：指導員による指導後、静岡県HACCP承認申請書に承認審査料を添えて及び承認期間申請を行います。承認期間は、翌年4月から3年間です。
- 5 検 証：承認事業所には、担当HACCP指導員が、年1回検証を行います。

○HACCP責任者養成研修

静岡県HACCP承認取得を目指す事業所では、HACCPに精通した指導的立場の方を中心に、事業所全体で取り組んでいただく必要があります。このため、当協会では、令和8年度HACCP責任者養成研修を開催します。合わせて参加申込ください。

担当：一般社団法人 静岡県食品衛生協会
電話・FAX 054-253-6000
メール s.shoku@estate.ocn.ne.jp